

ファッショントリニティにおける競争は多岐にわたり、知的財産法をはじめとして様々な法律が関係する。そして、国ごとに法律は異なり、その保護範囲にも違いがある。ファッショントリニティの法律問題に詳しいチャールズ・ダンジガーさん(CD)と木村剛大さんは日本との比較を織り交ぜながら「ファッショントリニティの最前線について語ってもらつた。

### ドレスのコピー商品

CD ニューヨーク・マンハッタンのマディソン通り57丁目から72丁目にかけて世界的有名な高級ブランドの多くが軒を連ねています。最近、そこにあるお店で高級なドレスを見かけたけれど、少し離れたレギントン通りではそのドレスの安価なコピー商品が売られているのも見かけました。

木村 その高級ブランドはコピー商品に対して対策をとることができますか?

CD 多くの法律問題がそうであるように、答えは「場合によつては」です。米国では一時期ファッション企業に対する訴訟が結構ありましたね。まず、アパレルデザインは大きく二つに分けて考える必要があります。ひとつはドレスデザイン。これはドレスの形状です。ドレスデザインは実用品とらえられてしまい、一般的には著作権法では保護されません。もうひとつはアブリック(布地の)デザインで、著作権法で保護されます。これにはマリメッコやアナスイが著作権局に登録しているファブリックデザインなどのようにドレス用の装飾を含みます。意匠権は登録まで時間がかかるので、あまりアパレルデザインには活用されていません。日本ではどう?

木村 基本的には同じです。

ただ、日本では不正競争防止法(不競法)2条1項3号で商品の形態模倣行為を違法とする規定があります。これは、アパレ

ルデザインにも適用されるので、商品販売後3年間はドレスデザイン、布地のデザイン双方の保護のために使えます。米国ではこのような規制はないので

CD 現在はありません。ただ、イノベーション・デザイン・プロテクション・アンド・パン

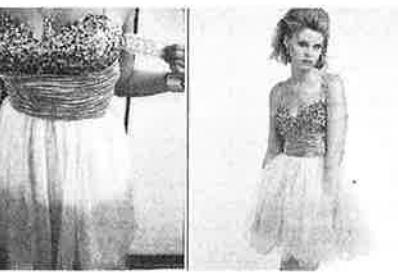
ルデザインにも適用されるので、商品販売後3年間はドレスデザイン、布地のデザイン双方の保護のために使えます。米国ではこのような規制はないので

CD 現在はありません。た

だ、イノベーション・デザイン・プロテクション・アンド・パン

イラシ・プリベンション法(革新的デザインの保護及び違法コピーフラグ)という法律を制定しようという話はあります。著作権法を改正して独創性の高いアパレルデザインを3年間保護しようというものです。日本の規制に似ているね。

### 形状は保護されない



被告のドレス①とジョバニーのドレス②(LexisNexis Web siteの「Did Your Prom Have a Copyright Theme? Probably Not, But a Recent New York Copyright Case Has a Prom Theme」から)

木村 日本で不競法がアパレルデザインに適用されたものとしては、知財高判08年1月17日がります。この事件ではカーディガンやパークなどの商品について不競法の形態模倣にあたるとして商品と、あたらないとした商品がありました。形態模倣ではないとしたカーディガンはレース付きのもので、原告ども被告商品とは背面の生地とレース部分とのバランスに相違がありました。米国ほどのようなケースがありますか。

CD 「ジョバニー・ファッ

スの主張は難しいでしょうか。CD 裁判所はジョバニーのドレスは著作物にあたらないと判断して請求を退けました。木村 ですがデザインは確かに似ていますよね。日本だと不競法による主張があり得ると思います。米国法のトレードドレスの主張は難しいでしょうか。

CD 米国法では商品のデザイン自身も商標と同じように出所を表示する機能を有していれば「トレードドレス」として保護されます。ですが、現実にはデザインが有名でなければいけないので、販売後すぐに模倣品が回る場合には難しいです。

木村 日本に商品販売後すぐに適用できる保護規定があるのは米国との大きな違いだと思います。「模倣は最も有名なことわざがあるけれど、今日はファッショングデザイナーがどうぞ同意するかは疑問だね。

## コーダイ&チャールズの 日米ファッショントリニティ

▷▷上



木村剛大 弁護士、ユアサハラ法律特許事務所。特許、著作権、商標などの知的財産法を中心に実務を行っており、ファッショントリニティのクライアントを多く抱えています。



チャールズ・ダンジガー ニューヨーク州弁護士、ダンジガー・ムーロー法律事務所パートナー(www.danziger.com)。三宅デザイン事務所など数多くのファッショントリニティのクライアントを持つ。日本語に堪能。